

○大学院科目履修生に関する規程

平成9年4月1日

制定

最近改正 平成30年10月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪電気通信大学大学院学則(以下「学則」という。)第30条第2項の規定に基づき、科目履修生について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 大阪電気通信大学大学院(以下「本学大学院」という。)に科目履修生として出願することのできる者は、学則第9条第1項各号に規定する者とする。

(出願期間)

第3条 出願期間は、学期ごとに定める期間内とする。

(出願手続)

第4条 科目履修生の出願は、次の書類に検定料を添え学務部学務課(以下「学務課」という。)又は四條畷事務部四條畷学務課(以下「四條畷学務課」という。)を通じて研究科長(以下「科長」という。)に提出する。

- (1) 科目履修生申請書
- (2) 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (3) 在職中の者は、所属長の承諾書
- (4) 履歴書
- (5) 写真(最近3か月以内に撮影したもの)
- (6) 健康診断書

2 前項の検定料の額は、別に定める。

3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による留学の在留資格を得ようとする外国人が志願するときは、第1項に定めるもののほか、在学中の身元保証書(身元保証人は大阪府内又はその近郊に居住している者)を添えなければならない。

(履修科目)

第5条 履修できる授業科目は、本学大学院各研究科博士前期課程(修士課程)におけるゼミナール、特別研究及び演習を除く講義科目とする。

(選考方法)

第6条 科目履修生の選考については、次の手続きによるものとする。

- (1) 当該科目担当教員において書類審査を行い、その結果を学務課又は四條畷学務課を通じて科長に報告する。
- (2) 前号の報告に基づき研究科委員会において選考を行う。
- (3) 前号の選考に合格した者は、入学金及び授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- (4) 学長は、前号の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(科目履修生許可通知)

第7条 科目履修生として入学を許可された者には、学務課又は四條畷学務課から本人あてに通知する。

(学費)

第8条 入学金及び授業料の額は、別に定める。

(履修期間)

第9条 履修期間は、1か年以内とする。ただし、引き続き履修を認めることがある。

(単位の認定)

第10条 科目履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目については、単位を与える。

(証明書の交付)

第11条 前条第2項により単位を与えられた者に対し、願い出により単位修得証明書を交付する。

(規則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学則及びその他の規則を準用する。

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事長へ報告する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。